

令和3年10月臨時議会 議案概要			担当課	農林水産課	種別	その他
議案番号	議案第110号	議案名	和解及び損害賠償額の決定について			
目的	損害賠償の額を定め、相手方と和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。					
内容	<p>1 和解及び損害賠償の相手方 (甲) 琴浦町内 個人</p> <p>2 和解の要旨 町は、甲に損害賠償金 327,000 円を支払うものとする。</p> <p>3 事故の概要 (1) 事故発生年月日 令和3年8月9日 (2) 事故発生場所 琴浦町大字徳万地内 (3) 事故の状況 台風9号の影響により下伊勢共同加工施設(琴浦町大字徳万字中込堂 297番地3、208番地3)の屋根が破損し、甲の住宅の玄関戸等に被害を与えたため、修繕に要する費用について賠償金を支払うもの。</p>					
補足事項						

下伊勢共同加工施設 位置図

